



消費者契約法専門調査会の中間とりまとめに関する意見について
(第18回 消費者契約法専門調査会 資料)

平成27年10月16日

日本証券業協会
執行役 自主規制本部長 山内公明

はじめに

今般の消費者契約法の見直しでは、既に個別の業法（金融商品取引法等）で規定されている事項に関連するものも議論されています。議論においても、特別法である個別の業法との関係性も十分に考慮する必要があるとされておりますが、事業者の適切な経済活動を阻害しないかとの観点等からの検証に加え、当該業における事業者と消費者の関係における特性や、すでに整備されている当該業に係る個別の業法との関係性も整理していただきたいと考えます。

金融商品取引業は、対象となる取引の多様性や専門性に鑑み、国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資するために金融商品取引法及び関連政省令に加え、当協会が制定する自主規制規則が幅広くかつ詳細に規定されているところです。今回の消費者契約法専門調査会の中間とりまとめにおいても主要な論点とされている、情報提供義務や勧誘規制等についても取引類型ごとにその特性及び投資者の適合性に配慮した規制が実施されています。

消費者契約法の改正により、これらの法令諸規則に対して重畳的に規制がなされた場合、金融商品取引業者にとって多大な負担を生じさせるだけでなく、その負担の一部が投資者のコストとなってしまふおそれや、双方に混乱を生じさせるおそれもあるのではないかと考えます。

本日は、消費者契約法専門調査会の中間とりまとめに関する意見として、当協会の協会員の実務に影響が想定される点に絞って意見を述べさせていただきますが、上記の状況をお汲み取りいただき、今後のご検討をいただきたく存じます。

1. 情報提供義務について

- ・消費者契約全般に一律的に情報提供義務を課すことは、事業者負担の増加だけではなく、その負担が手数料や商品の価格に反映される等することにより、消費者側の取引コスト増加等といった消費者にとって不利益な事態も想定されることから、現行の情報提供に関する努力義務を維持した上で、個別の業法等において、必要に応じた措置が行われている場合等も勘案し、慎重に検討していただきたい。

2. 「勧誘」要件の在り方について

- ・「勧誘」概念の拡張を受け、金融商品取引に関連する規制の在り方に影響があるのではないかと危惧しており、特に「広告等」における不実告知等による消費者保護を目的とするのであれば、金商法等に規定する「広告等」の規制との整合性を確認のうえ、必要に応じてその見直しを検討することも視野に入れる等、金融商品取引業者及び投資者が混乱なく理解できる制度となるようご配慮いただきたい。
- ・また、規制の適用について、対象商品の特性や「広告等」の種別を考慮せず、全ての「広告等」に一律に重要事実を盛り込むことは困難であり、事業者の混乱を招くとともに必ずしも投資者保護に資するものとは言えないことも十分考慮に入れ、特に慎重に検討していただきたい。

3. 不当勧誘行為に関するその他の類型について

- ・困惑類型に「執拗な電話勧誘」を追加することが検討されているが、電話勧誘販売は特定商取引法の規制対象であることから、中間とりまとめのとおり、特商法改正で議論していただきたい。
- ・消費者契約全般に一律的に不招請勧誘規制を課すことは、事業者の通常の営業活動に甚大な影響を与えるものであり、真に保護すべき事例の集積等を踏まえ、適用対象範囲を慎重に検討していく必要があり、個別の業法等において、慎重に検討していただきたい。
- ・合理的な判断を行うことができない事情を利用して契約を締結させる類型を新たに不当勧誘行為に規定することについて、当該規制の要件や適用範囲によっては、消費者側の権利濫用により、取引の安定性が損なわれる可能性があること、本件を事業者側が厳格に運用した場合、消費者に対して、「認知症等ではないか」といった消費者側に不快と思われる確認を行うことも想定されること等を踏まえ、本件の要件等については、特に慎重に検討していただきたい。

以上

参考

金融商品取引業における投資者保護制度

金融商品取引業者の登録制・監督の概要

- 一定の要件を満たし、内閣総理大臣(金融庁)の登録を受けた者でなければ、金融商品取引業を行うことができない。(注意喚起を行った無登録業者は金融庁ウェブサイトにて公表)
- 金融商品取引業者は、法令・自主規制に基づき内部管理態勢を構築し、その適切性について行政及び自主規制団体の検査・監査を受ける

金融庁

- 金融商品取引法、ガイドライン等の適用
- ・参入規制(登録の要件)
- ・業規制
- ・行為規制(広告規制、勧誘規制等)
- ・検査(証券取引等監視委員会)
- ・行政処分(登録取消、業務停止等)、課徴金
- 金融商品販売法の適用

日本証券業協会

(認可金融商品取引業協会)

- ◆ 自主規制規則の適用
- ◆ 外務員試験・登録、処分
- ◆ 監査(オンサイト/オフサイト)
- ◆ 協会員処分(会員権停止、過怠金等)

金融商品取引業者

- ◆ 登録の基本的事項
 - ・財務基盤
 - ・分別管理義務
 - ・投資者保護基金への加入
 - ・人的構成 等
 - 外務員登録
- ◆ 行為規制
 - ・広告規制の遵守、広告の審査
 - ・勧誘規制の遵守
 - ・顧客の適合性に応じた説明の実施
 - ・わかりやすい書面の作成
- ◆ 社内規則の整備
- ◆ 苦情処理態勢の構築

金融商品取引の枠組み

- 有価証券等の発行会社による情報開示、金融商品取引業者による適合性の原則に基づいた投資勧誘及び説明義務の履行により、投資者に対して情報提供が行われる。
- 投資者は、提供された情報に基づき、自己責任により投資判断を行う。

金融商品取引業者

- ◆ 適合性の原則
 - ・投資者の知識、経験、財産の状況、投資目的に照らし、不適切な勧誘を行わない原則
- ◆ 適切な投資勧誘・広告の表示
 - ・商品特性・リスクを勘案した適切な取引案内
- ◆ 説明義務・書面の交付
 - ・投資者への適切な情報提供、顧客属性・投資経験等に応じた説明

発行会社

- ◆ ディスクロージャー（開示）
 - ・有価証券届出書等の法定書類の公衆縦覧
 - ・適時開示の実施

投資者

- ◆ 自己責任の原則
 - ・投資家が自らの投資判断でその取引を行い、その利益・損失のリスクは、自ら負担する原則

自己責任の原則の前提として、投資判断に足る適切な情報提供が行われることが必要とされる。

投資勧誘等

開示

金融商品取引業者による情報提供について

- 投資者の自己責任原則に基づく投資判断の前提として、金融商品取引業者や発行会社による適切な情報提供が求められる。
- 情報提供に当たっては、広告等における必要事項のわかりやすい表示が求められる。
- 適合性の原則に基づき、顧客属性や投資経験等に応じた説明を行うことが求められる。

金融商品取引業者

投資勧誘

- ・顧客属性に応じた投資勧誘手続き(高齢者取引ルール等)
- ・商品特性やリスクに応じた説明や投資勧誘の実施(複雑な仕組債、通貨選択型投資信託・毎月分配型投資信託、デリバティブ取引など)
- ・取引態様による特別な注意(投資信託の乗換時、短期売買、信用取引の制限など)

広告表示

- ・広告を行う際には、商品の損失リスク、手数料等、業者の概要を表示する義務
- ・テレビCM、立て看板など、広告の方法によっては必要表示事項を限定
- ・適切に表示されているか、資格要件を満たした者による広告の社内審査実施義務

説明義務・書面交付

- ・金融商品に係る重要事項の説明義務
- ・商品の損失リスク、手数料、業者の概要、紛争解決機関(FINMAC)の名称等を記載した契約締結前交付書面の交付義務(商品種別ごとに作成)
- ・特にリスクの高い商品は、注意喚起文書の交付義務

情報提供・投資勧誘等

投資者

金融商品取引業における苦情紛争対応について

- 金融商品取引業者において顧客からの苦情等を受け付け、損失補てん(損害賠償)の要件を満たすものである場合は、管轄財務局等の確認を経て、損失補てんを行う。
- その他のトラブルについては、ADR機関であるFINMACによるあっせん等の対応も行う。

